

○介護報酬算定基準の解釈通知について

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（以下、「解釈通知」という。）が令和6年3月 日に改正されました。この改正内容の中で市公式 YouTube にて動画配信している介護保険制度改正の説明に含まれていない内容についてお知らせいたします。

なお、解釈通知の改正内容のうち一部分のみの説明になりますので、解釈通知を必ずご一読いただきますようお願いいたします。

【居宅介護支援】

○運営基準減算

運営基準減算の該当項目が削減されます。

指定居宅介護支援の提供にあたって利用者に説明すべき内容とされていた、

- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- ・前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
- ・前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

以上の3点について運営基準減算の対象ではなくなりました。